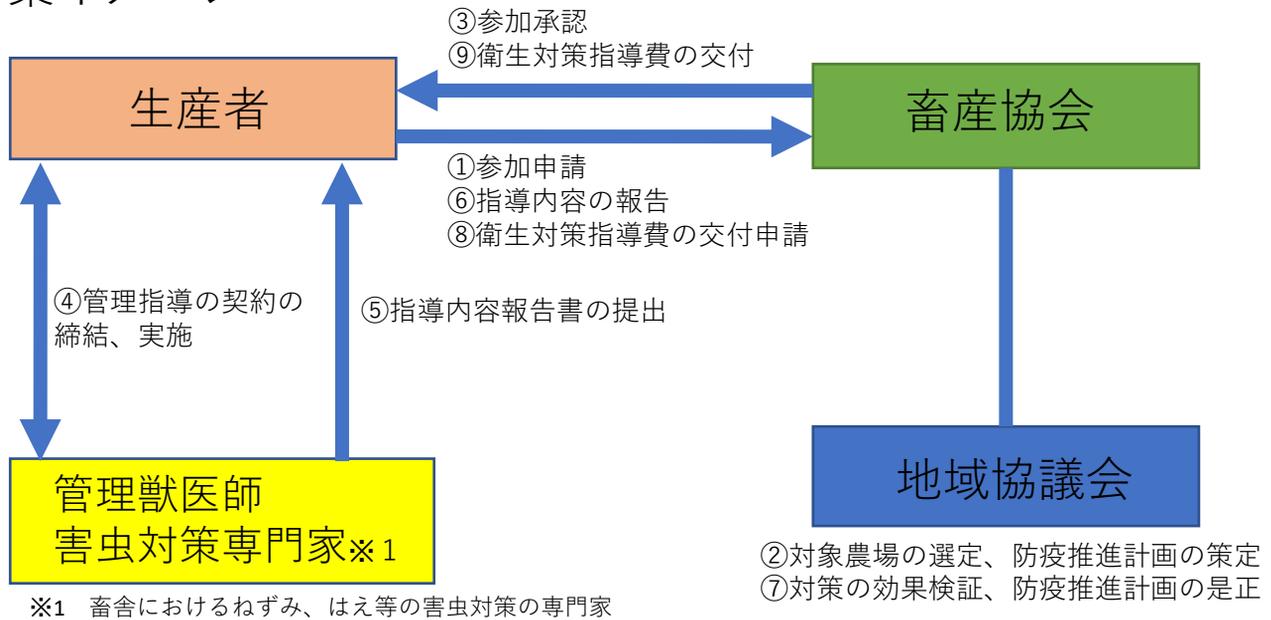


越境性疾病侵入防対策を促進するため 新たに管理獣医師又は害虫対策専門家と 取り組む生産者を支援します

事業イメージ



補助の内容

自農場の飼養衛生管理を向上させるために、管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による防疫推進計画※に基づいた衛生対策指導を受けるための費用
補助率：1 / 2 以内

※防疫推進計画は、県、家畜保健衛生所、畜産協会等で構成する地域協議会において対象農場ごとに作成します

補助の対象となる農場の要件

飼養衛生管理基準の遵守に取り組み、**新たに**管理獣医師又はねずみ、はえ等の害虫対策の専門家による飼養衛生管理指導を受ける農場（現在、指導契約等を締結してる農場は対象になりません）
※令和4年度事業は養豚農場について実施します

指導内容の要件

防疫推進計画に基づき実施する農場訪問による生産システムの改善提案や衛生プログラムの作成等を含めた飼養管理指導（治療やワクチン接種等は除く）又は対象農場の管理獣医師と連携した※1ねずみ、はえ等の害虫の駆除対策に関する指導

※指導に当たる者は、指導内容について指導毎に指導内容報告書の作成及び農場主への提出が必要です

※1 害虫駆除対策の指導内容については農場主から管理獣医師への報告が必要です

実施期間

令和5年3月末まで

事業参加にあたって、参加者は管理獣医師等より受けた指導内容報告について、指導毎に本会に報告が必要となります。

<お問合せ先> 公益社団法人群馬県畜産協会（岡部・保坂）
電話：027-220-2371

